



KAIRO for BUSINESS

海路ニュースレター版 (for 企業法務) 年3回刊

【Q&A】 そうだ！ 弁護士に聞いてみよう！ 《懲戒処分》

(秘書) このあいだ依頼を受けた件で問題になっていた「懲戒処分」について詳しく知りたいです。

(松浦) 懲戒処分は、企業（使用者）が企業内のルール等に違反した従業員に対して罰として課す制裁のこと。戒告・譴責、減給、出勤停止、降格、諭旨解雇、懲戒解雇といった種類があります。

(秘書) 罰とか制裁とか、いやに上から目線ですね。何故従業員だけ一方的に受けるんですか。

(松浦) 企業が懲戒処分できる根拠について考え方は分かれています。ひとまず、懲戒処分は就業規則に基づいてなされる、ということを押させておいてください。雇用契約の内容になっている就業規則に、通常、懲戒処分のことも盛り込まれているので、それに基づいて懲戒処分はなされるわけです。

逆に言うと、就業規則に規定がないと懲戒処分はできません。

(秘書) なるほど。わたしも改めて事務所の就業規則を確認してみます。就業規則に書いてある以上は、懲戒処分を受けても仕方ないんですね。

(松浦) それがそうとも言い切れなくて、形式的には就業規則に沿っていてもケースによっては懲戒処分が無効なこともあります。まず、企業が有効に懲戒処分をするには、就業規則の内容が合理的で、かつ、従業員に周知されていることが前提になります。

客観的にみて、なされた懲戒処分が合理的で社会通念上相当なものとは言えない場

合も無効です。従業員の問題行為がその懲戒処分に見合っているかどうか（不相応に重くないか）、他の同僚らの類似ケースとのバランスがとれているかどうか（不平等な扱いになっていないか）など、ケースバイケースで判断されることになります。

実際に懲戒処分をする前に、従業員から言い分を聞いて調査しておくなどの手続面も大事です。

(秘書) そういえば、懲戒解雇が裁判で無効になったという話は結構聞きますね。

(松浦) 懲戒解雇は従業員への影響も甚大ですからね。微妙なケースでは長期の裁判紛争になるケースは少なくありません。企業にとっては、紛争の長期化自体避けたいものなのに、結果、懲戒解雇無効とされるとその間の給与まで払わないといけないうなどダメージが大きくなります。

懲戒処分、とくに懲戒解雇をする際にはこのあたりを十分に検討しておかないと痛い目に遭います。

(秘書) 懲戒処分をする前にご相談に来て頂いた方が良さそうですね。



弁護士 松浦 亮介
(まつうら りょうすけ)

※山下江法律事務所 YouTube チャンネルでは、企業法務セミナーの動画などを公開しております。ぜひご覧ください。<http://urx2.nu/HhMA>



働き方改革と企業活動への影響

社会保険労務士/松本雄介



今回のテーマは
今話題の働き方改
革についてです。

「働き方改革」
は政府の経済政策

の一環で、「ニッポン一億総活躍プラン」に
おいて、少子高齢化という日本の構造的な問
題に立ち向かい、名目 GDP600 兆円、希望出
生率 1.8、介護離職ゼロをめざす中での最大
のチャレンジと位置付けられています。

働き方改革にはさまざまなテーマのもの
がありますが、具体的に進捗しているものもあ
れば、まだまだ計画段階のものもあり、企業
活動に与える影響もまちまちです。特に、同
一労働同一賃金と時間外労働の上限規制につ
いては、近いうちに法改正が予定されており、
企業としては無視できない状況です。

非正規雇用の処遇が改善されていけば、「正
規と非正規で労働市場が分断されている」と
いう状況がなくなり、企業は採用・雇用管理
戦略の変更を迫られます。例えば、非正規の
処遇改善で遅れをとる企業は離職者が増える
と同時に求職者から敬遠され、適時の人員確
保が難しくなります。その結果、事業拡大に
支障をきたしたり、受注量を減少せざるを得
なくなったりと、企業運営に悪影響が出ます。

「働き方改革」により、程度の差はあれ、
「今以上の待遇」を求める意識が労働者の間
で高まります。その意識をうまく生かすこと
が、「働き方改革」を乗り越えて企業価値を
高めるにあたり重要となると思われます。

フクシマ社会保険労務士法人
2015年より弊所と業務提携

第21回企業法務セミナー報告

「未払残業代請求に対する事前予防と事後対応」

第21回企業法務セミナー「未払残業請求に対
する事前予防と事後対応」を開催しました。講師
は、弁護士の稲垣洋之です。

今回のセミナーは、未払残業代を発生させな
いための事前の対策と、残業代を請求された場
合の事後的対応について解説しました。

参加者様から「今、話題になっているテーマで
のお話で、大変勉強になりました。」「自社の労
務管理体制が甘いと感じたのできちんと整備を
行っていきたい、やるべきことが分かったので、
参加して良かった。すぐに問題が起こると思わ
なくても、そうなる前に体制を整えていきたい。」
など高い評価を受けました。

懇親会では顧問会社様、一般参加者様、弊所
弁護士との交流を深めることができました。

次回は3月22日(木)です。詳細は本紙4ペー
ジをご覧ください。☞過去のセミナーは「山下江法
律事務所 YouTube チャンネル」で公開中！





弁護士 ON・OFF

第 36 回

呉支部長/弁護士 宮部 明典



てつのくじら館

さて、私は、学生時代から常に徒歩圏内に自宅があり、徒歩で通勤通学していました。このたび初めて自動車通勤しています。自動車通勤にも慣れてきたのですが、困るのは運動不足。現在は、運動不足を少しでも解消するため、また、呉の町を知るために、お昼休みを利用して散歩に出掛けています。決まったコースは特になく、商店街をうろついたり、海のそばまでふらっと行くこともあります。

平成 29 年 1 月より呉支部にて勤務しております。

さて、私は、

私は、魚が好きなので、商店街やスーパーに陳列された魚を見ることも多いです。陳列された魚を見て季節を感じることもできます。この原稿を書いている頃は、ちょうど寒ブリの季節で、北陸産の 1メートル以上はある立派なブリが陳列されていました。地元産のウチワエビやスジガツオ、マナガツオに石鯛など、大都市のスーパーでは滅多に見られないような魚が驚くほど安く売られています。この魚はどう調理したらおいしいのだろうかなどと考えながら散歩しています。結局食べることばかり考えて元々の目的を達成できるのか怪しいですね。。

これからも散歩を続けて新しい発見をしていければと思っています。

事務局コラム

第 36 回 「スマートフォンデビュー」 M.J

先日、携帯電話をガラケーからスマートフォンへ変更しました。

ガラケーに特に不満はなく変更するつもりはなかったのですが、たまたま入ったお店で話を聞き、その場で変更してしまいました。突発的な行動をあまりしないタイプゆえに、電撃変更に対し不安を感じつつ、いざ変更してみると、快適なスマートフォン生活が始まりました。自分の趣味であるスポーツ観戦や映画ドラマ鑑賞がより便利に楽しめるようになり、美しい音で様々な曲を気軽に聴くことができるようになったため、音楽鑑賞も自分の楽しみとして復活しました。思い切って何か変えることも、たまには良いと感じました。

さて、こちらの写真は、そのスマートフォンで撮った広島県東部にある糸崎駅から尾道駅までの

区間の車窓から見える風景です。このエリアは、いつ見ても穏やかで美しく、何度見ても心が癒やされます。

当事務所は1月5日に福山支部を開設いたしました。広島県東部地区にお住まいの方は広島市まで行かなくてもお近くでご相談いただけるようになります。何かありましたらお気軽にご相談いただければ幸いです。





事務局通信

◆第22回企業法務セミナーのご案内



当セミナー参加者は、1か月以内に1時間の無料法律相談が可能です。この機会をぜひご活用ください。

平成30年3月22日(木)

18:30～20:00

講師 弁護士 岡 篤志 (おか あつし)

“「知らないと怖い。民法改正」～民法を知らないと会社は大損する～”

会場: LeReve八丁堀(中区八丁堀 1-8 エイトビル 2F)

受講料: 顧問会社様無料、一般の方4,000円

☞弁護士との会食の場を設けます。詳細は弊所の企業法務専門サイト(トップ>セミナー案内)をご参照ください。

◆相続アドバイザーが増えました



NPO法人相続アドバイザー協議会の認定を受けた上級アドバイザー/黒田文(くろだあや)が入所しました。

皆様の相続手続全般のご相談・サポートを行います。

◆福山支部と岩国支部を開設しました

2018年1月5日、弁護士法人山下江法律事務所は、福山支部と岩国支部を開設しました。

下記日程で内覧会を行いますのでお気軽にお立ち寄りください。(申込不要/入退場自由)

<福山支部>2月22日(木)16時～18時

<岩国支部>2月23日(金)16時～18時

☞支部詳細はこのページの下部の事務所情報をご覧ください。

◆准メンタルケア心理専門士誕生



相続アドバイザー、事業承継士である経営企画部長の山口亜由美が、この度、准メンタルケア心理専門士の認定試験に合格、メンタルケア学会への登録を完了しました。また山口は、アドラー心理学をベースにしたプロコーチ養成スクール(144時間)を修了。相続・事業承継の場面で当事者間に生じがちな感情のわだかまりを解くことで、必要な最適解を導くお手伝いができることになりました。



山下江法律事務所

Yamashita Ko Law Office

《広島本部》 〒730-0012
広島市中区上八丁堀 4-27 上八丁堀ビル 703
TEL 082-223-0695 FAX 082-223-2652
E-mail info@law-yamashita.com
予約電話受付:平日9時～19時、土曜10時～17時
相談時間:月曜 9時～21時(夜間相談有り)
火曜～金曜 9時～18時
土曜 10時～17時

《岩国支部》 〒740-0022
山口県岩国市山手町 1-16-10 山手町ビル 402
TEL0827-23-3005 営業時間:平日9時～18時

《呉支部》 〒737-0051
呉市中央 2-5-2 NSビル 703
TEL0823-25-0077 営業時間:平日9時～18時

《東広島支部》 〒739-0043
東広島市西条西本町 28-6 サンスクエア東広島 3-1
TEL082-423-1511 営業時間:平日9時～18時

《福山支部》 〒720-0067
福山市西町 2-10-1 福山商工会議所ビル 5F
TEL084-993-9041 営業時間:平日9時～18時

※時間外でも相談が可能な場合もありますので、まずは広島本部へお問い合わせください。